

# 情報漏えい対策に関する規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人聖徳学園（以下「学園」という。）が設置する学校法人聖徳学園寄附行為第4条に掲げる設置学校（以下「各学校」という。）並びに法人本部における重要な情報資産の漏えいの防止及び効率的な運用に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 重要な情報資産とは、学園の事業を維持・発展させる上で、「機密性、完全性及び可用性」が損なわれた場合に学園に損害を与える情報と、これらの情報を保管、利用するための記憶媒体（HDD、CD、DVD、USBメモリ等）、機器（PC、サーバ、ネットワーク機器等）、設備（空調機器、キャビネット等）、サービス（電力、通信サービス等）、ソフトウェア等をいう。
- (2) 職員等とは、学園の指揮監督の下で就業する者及び業務委託等の契約により学園内で業務に従事する者をいう。
- (3) 学生生徒等とは、学園が設置する学校に在籍する学生、生徒、児童及び園児をいう。
- (4) 管理者とは、学園すべての管理職員をいう。

### (適用範囲)

第3条 本規程の適用範囲は、各学校及び法人本部とする。

- 2 対象者は、学園の職員等とする。学生生徒等については、別途定める。
- 3 対象物は、学園の情報を取り扱うすべての重大な情報資産とする。
- 4 個人情報の収集、利用、適正管理及び自己情報に関する本人からの諸請求に対する対応等については、別途定める「個人情報の保護に関する規程」に基づくものとする。

## 第2章 情報漏えい対策検討会議

### (検討会議)

第4条 学園の情報漏えい対策に関する重要事項の審議を行うため、情報漏えい対策検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

### (審議事項)

第5条 検討会議は、次の事項について審議する。

- (1) 情報漏えい対策の基本方針に関すること。

- (2) 情報漏えい対策に係る学園規程等の遵守の励行及び違反防止並びに啓発活動に関すること。
- (3) 情報漏えい対策に係る連絡及び調整に関すること。
- (4) その他情報漏えい対策に係る重要事項に関すること。

#### (検討会議の構成)

第6条 検討会議は、次の委員をもって構成する。

- (1) 岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む）
  - 教育職員 情報教育研究センター長  
各学部1名
  - 事務職員 各キャンパス1名
- (2) 岐阜聖徳学園高等学校
  - 教育職員 1名
  - 事務職員 1名
- (3) 岐阜聖徳学園大学附属学校
  - 教育職員 各学校1名
  - 事務職員 1名
- (4) 法人本部
  - 事務局長
  - 総務部長
  - 財務・経理部長
  - 経営企画部長

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (議長及び副議長)

第7条 検討会議に委員の互選による議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長は、検討会議を招集し、検討会議の業務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (運営)

第8条 検討会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない事由のため出席できない委員が、あらかじめ書面により自己の意思を表示して他の委員に委任した場合は、これを出席者とみなす。

- 2 会議の議事は議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、議長がこれを定める。

#### (幹事)

第9条 この規程に関する事務は総務部情報課が行う。

### 第3章 リスクマネジメント

#### (リスクマネジメント)

第10条 学園は、情報漏えい対策の確立及び有効性の維持のため、重要な情報資産についてリスクを受容可能な水準に保つための継続的な活動を実施する。

#### (対策の検討)

第11条 学園は、重要な情報資産のセキュリティ上のリスクに対応するため、適切な対策を検討しなければならない。

#### (規則及び規準等)

第12条 学園は、情報漏えいの防止に関し遵守すべき事項を明確にし、規程、規準等に反映しなければならない。

### 第4章 事故等への対応

#### (事故等への対応)

第13条 職員等は、事故が発生した場合及び兆候を感知した場合、速やかに管理者に報告する。

2 管理者は、事故発生に対する早期対応及び未然防止に努めるとともに、委員に報告する。

3 管理者は、漏えい又は漏えいの恐れが生じた情報主体に対し速やかに報告すること。ただし、本人への通知が困難かつ本人の権利利益の保護のために必要な代替措置を講じた場合はこの限りではない。

4 検討会議は、事故に対して個人情報保護委員会及び文部科学省が定める報告義務に従い報告する。

#### (緊急時への対応)

第14条 災害、事件、事故等緊急時の対応策については、別に定める。

### 第5章 監査及び点検

#### (監査体制)

第15条 学園に、情報漏えい対策の監視及び見直しのため、監査員を置く。

2 監査員は検討会議の委員をもって充てる。

#### (監査の実施)

第16条 監査員は、情報漏えい対策の適合性と有効性の維持及び改善のため、定期に及び臨時に監査及び点検を実施し、議長を経て、理事長へ報告する。

2 被監査部門及び被点検部門は、監査及び点検の円滑な実施のために、スケジュールの調整、資料の提示、監査立会い等、監査活動に協力しなければならない。

3 監査の実施に関し必要な事項は、情報セキュリティ監査実施規則に定める。

## 第6章 懲 戒

### (懲戒)

第17条 職員等が、情報漏えい対策の規則等に違反したときは、学園の名誉、秩序及び規律を保持するために、検討会議の議を経て、議長は就業規則に定める懲戒処分を上申することができる。

### (規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、情報漏えい対策検討会議の提案に基づき、個人情報保護委員会において行う。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。